

四日市市上下水道局告示第30号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年6月15日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成30年6月29日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

山分町、山城町、平津町、垂坂町、東垂坂町、川北二丁目、川北三丁目、大字羽津、尾平町の各一部

- (2) 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

松本六丁目、松本二丁目、川島町、桜台本町、桜町、桜新町一丁目、智積町、小古曾三丁目、小林町の各一部

- (3) 四日市市楠町北五味塚1085番地18、北勢沿岸流域下水道南部浄化センターを終末処理場とする区域

采女町、楠町小倉の一部

4 縦覧期間

平成30年6月15日から平成30年6月29日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)